

## 令和5年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年6月12日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

5番 芝間 教男
6番 中村 茂弘

散会 午後2時02分

(午前10時00分 開会)

**議長（今井 清君）** おはようございます。本日から6月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、本定例会においては、マスクの着用及び夏季における軽装、いわゆるクールビズの取組により、上着やネクタイの着脱につきましては、各人にお任せいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してありますので、ご了承ください。

なお、本会議の一部については、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

ただいまから令和5年第2回立科町議会定例会を開会します。

これから本日6月12日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（今井 清君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番議員、芝間教男君、6番議員、中村茂弘君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（今井 清君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

**10番（榎本真弓君）** 10番、榎本です。おはようございます。議会運営委員長の榎本です。

会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、5月29日、議会運営委員会を開催し、令和5年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出された案件の状況から、会期は、本日6月12日から6月21日までの10日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（今井 清君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井 清君） 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。一雨ごとに木々の緑が色濃く感じられる、そんなよき季節を迎えた中、本日ここに令和5年第2回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は例年になく寒暖差の激しい状況が続いており、当町においては果樹等が低温による凍霜害に見舞われました。被害規模等に鑑み、今後施策を講じる必要性を感じているところであります。

稲作関係においては、適期の降雨もあり、田植作業がほぼ順調に進んだのではないのでしょうか。

次に、国内外の動きについて申し上げます。

国外では依然としてロシアのウクライナ侵攻が続いており、人道的な観点からも早期停戦合意を望むものであります。

国内に目を向けますと、5月5日午後2時42分頃、石川県珠洲市で震度6強を観測した地震が発生しました。能登半島では2020年から地震が続いており、地元住民は不安を募らせています。

この地震で複数の家屋と神社の鳥居が倒壊し、死者も含め人的な被害も出ております。その後も日本列島各地で地震が発生しており、いつ、どこで、地震が起きても不思議ではありません。平時からの備えを怠らないことが肝要かと思えます。

5月25日には、長野県中野市において、ウォーキングを楽しんでいた2人の女性が刃物で刺され、事件現場に駆けつけた警察官2人が猟銃で撃たれ死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。事件の背景がどうであろうとも人の命を奪う行為は決して許されるものではありません。お亡くなりになりました方々に対し哀悼の誠をささげます。

また、大型連休明けの5月8日には、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類へ移行となり、基本的な感染対策は個人や事業者委ねられました。

長野県では、医療提供体制の負荷を示す県独自の医療アラートを2段階に切り替えるなど、当面の対応方針を決定しました。

県教育委員会は、5類以降に伴い県立学校で児童生徒が感染した際の出席停止期間の目安について、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでに

短縮しました。濃厚接触者が特定されなくなることから、家族が感染した場合でも出席停止にはならない。市町村教育委員会などにもこうした方針が通知され、保育所で園児が感染した際の登園再開も同様となります。しかし、コロナが終息したわけではありません。人の集まる場所や医療施設などではマスクの着用及び手洗い、うがい、適切な換気といった基本的な感染対策は継続して行っていただきたいと思います。

さて、私は、これまでの1期4年間、災害対策やコロナ対応に追われながらも最重要課題に掲げた索道事業、いわゆるスキー場の経営改善や旧保育園跡地の利活用に一定のめどをつけることができました。

また、きめ細やかな子育て支援策として、出産祝い金制度や小学校の30人学級制の導入、小中学校、保育園の給食費、副食費の無償化など少子化対策に意を持ち支援策を講じてまいりました。高齢者皆様の介護予防や健康増進等も関係事業所や団体皆様と連携し取り組んでまいりました。しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかからず、加えて町が抱える遊休・荒廃農地の増大や後継者不足、資源高や物価高騰等への対応など多くの課題を抱えております。

私は2期目の公約に人口減少抑制策を最重要課題として位置づけ、次の3点の施策を強力に推し進めることといたしました。

1点目は、空き家の活用や集合住宅、一戸建て住宅などを早期に建設し、居住環境の整備を推し進め、移住定住につなげてまいります。

2点目は、次世代への投資として、従来からの子育て支援策に加え、保健師等が相談窓口となるこども家庭センターを令和5年度内に設置をし、きめ細やかな子育て支援のさらなる充実を図ります。

3点目は、町の魅力を広くPRしながら立科町の知名度アップを図り、訪れてみたい、住んでみたいと思える町を目指し、施策を展開してまいります。

また、懸案の中央公民館とその周辺施設の整備につきましては、役場職員で構成するプロジェクトチームによって既に利便性等は検討しておりますが、将来にわたって町民皆様が集い、語り、心地よい、夢のある施設となるよう、さらに検討を加え、町民皆様や専門家の意見も拝聴しながら整備方針をお示ししてまいります。

次に、主要政策に掲げた4項目について申し上げます。

1、子育て支援と教育の充実、2、健康で安心した暮らしの実現、3、地域資源を生かした産業振興、4、居住環境の整備と安定した行財政運営、以上の政策を補完する主な施策の中で、早期に取り組むものは既に設立に向け準備中の（仮称）立科町地域振興公社の組織づくりを本格化させます。次年度には、組織を発足させ、テレワーク事業の強化や産業振興支援等につなげてまいります。また、女神湖周辺の観光地の魅力の再構築に向け、地元事業者、住民、町行政で構成する（仮称）立科町観光振興推進会議を立ち上げます。

デジタル化への対応においても、住民サービスと事務の効率化を目指し、順次必要

に応じた取組を進めてまいります。

中期的な取組は、農畜産物のブランド維持と強化を図り、持続可能な農業振興策を推し進めます。

また、森林資源の整備、特に里山の整備と多様な活用及び環境維持保全を図ってまいります。

医療・介護支援と健康増進事業を実施、健康長寿のまちを目指します。

教育の充実では、特色ある立科教育の実践と蓼科高校を守り育みます。

また、計画的なインフラ整備を進め、住民生活の質の向上と安心、安全なまちづくりにつなげてまいります。

これら施策の実施には、国・県の補助事業や有利な起債事業を活用しながら行財政運営に努めてまいります。

以上、2期目の公約関係について申し上げます。

立科町は、区並びに部落からなる組織をもって、今日まで自立の道を選択しながら維持・発展してまいりました。しかしながら近年、急激な人口減少、少子高齢化の進展によって空き家が増加し、農地の荒廃も各地で見られる状況下となりました。

私は、このたびの選挙、町長選挙の公約に人口減少抑制策を喫緊の課題として位置づけ、町民の皆様にお訴えをしてまいりました。人口増に向けた対策として、これまでの子育て支援策に加え、居住環境の整備はもとより、雇用創出につながる産業振興策が必須と考えます。

農林・観光・商工業支援を関係団体等と連携しながら生産人口増に向けた支援を推し進めてまいりますので、町民皆様、議会皆様方のご理解ご協力を切にお願いを申し上げます、招集の挨拶といたします。

続いて、令和5年3月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げます、その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

3月27日第2回臨時会を招集し、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業経費及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択を受け、住民サービス向上につながる各種事業経費を盛り込んだ令和5年度一般会計補正予算（第1号）について議決を賜りました。

4月10日、区長会、部落長会を開催し、新役員の皆様方に町の情報等の伝達を行いました。

なお、3月には卒業・卒園、4月には入学・入園と、それぞれ厳粛な中にも和やかに、そして希望に満ちあふれた立科の子供たちの新しい門出に立ち合わせていただき、輝かしい未来に期待を寄せたところであります。

5月1日には4月23日執行の町長選挙において当選の栄誉をいただき、初登庁し、就任式に出席いたしました。

5月8日には第3回臨時会において議会構成が決定し、5月15日には第4回臨時会を招集し、副町長及び監査委員の選任同意を賜りました。

6月4日には夏山開き及びすずらん祭りに出席し、夏山シーズンの安全と多くの皆様が訪れていただくことを祈念してまいりました。

6月11日、昨日は雨の中ではございましたが、消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会を4年ぶりに開催し、消防団員皆様の勇姿に、防火・防災に対する安全を確認したところであります。

以上、町長諸般の報告とさせていただきます。

次に、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例改正3件、補正予算3件、専決処分の承認を求めるもの6件、報告3件です。

初めに、議案第39号 立科町消防団条例の一部改正につきましては、消防団員定数の改正を行うものであります。

議案第40号 立科町商工業振興条例の一部改正につきましては、町創業支援資金の対象者を拡充するための改正であります。

議案第41号 立科町営住宅設置及び管理条例等の一部改正につきましては、入居者の公募方法の改正をするものであります。

議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ4,027万3,000円を追加し、総額を50億7,682万2,000円とするものです。

主な内容は、総務費では、コミュニティ助成事業補助金で、除雪機等備品整備で2件の採択によるもの、また、移住促進住宅運営に伴う諸経費等。

民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る経費。

厚生費では、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業経費のほか、ごみ収集車両の更新経費を計上し、その他4月の人事異動に伴う人件費等、所要の補正をいたしました。

議案第43号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）は、スキー場の人工降雪機整備工事費を計上し、議案第44号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）は、職員人事異動に伴う人件費の補正が主なものであります。

また、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分をし、その承認を求めるもの6件、報告は令和4年度一般会計、水道事業会計、下水道事業会計に係る繰越明許費の報告3件であります。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。よろしくお願います。

#### ◎日程第4 議会諸報告

議長（今井 清君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、今井健児総務経済常任委員長、報告ありますか。

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。総務経済常任委員会の報告はありません。

議長（今井 清君） 次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。社会文教建設常任委員会ですが、活動報告を申し上げます。

6月1日、委員会を開催し、令和5年度委員会活動計画案並びに視察研修について協議を行いました。

以上でございます。

議長（今井 清君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号～日程第7 承認第3号

議長（今井 清君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例の一部を改正する条例）から、日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町一般会計補正予算（第13号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

裏面は専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町町税条例の一部を改正する条例であります。

これは地方税法等の一部を改正する法律、その他関係政令及び省令が令和5年3月31日に公布されたことにより、これに関係する町税条例の改正を行うものです。

条例改正につきましては、議会の議決が必要なため、本来、定例会や臨時会において議決いただくべきものでございますが、国の税制改正に伴うものであり、特に町として、独自に規定した条項等がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をしたものでございます。

初めに、主な改正の概要を申し上げます。

個人住民税関係では、森林環境税の導入に伴い、令和6年度から個人住民税均等割

と併せて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するための改正が主なものとなります。

固定資産税関係では、地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例の見直しにより、大規模修繕の工事を行ったマンションに係る減額措置が創設されたことに伴う改正でございます。

軽自動車税関係では、現行の原動機付自転車の区分に特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが新たに定義されたことに伴う改正となります。

その他法改正に伴い、文言の整理、項ずれの整備等、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正分1ページから説明をさせていただきます。

第34条の9第2項の改正は配当割額または株式等譲渡所得額の控除の規定であります。森林環境税の導入に伴う規定の整備でございます。

第36条の3の2関係では、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告について記載の簡素化が図られたことに伴い、第2項として新たに加えたことに伴い、規定の各項について順次繰り下げ、項ずれを整理するものでございます。

第38条の改正は、第3項を新設し、森林環境税の賦課徴収について規定をするものでございます。

第41条の改正は、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を合算する旨を追加するものでございます。

第44条の改正は、給与所得に係る個人の町民税を特別徴収の方法により徴収する場合に森林環境税を含むことを規定するものでございます。

第46条の改正は、様式の新設に伴う改正でございます。

2ページをお願いします。

第47条の改正は、第2項において、国税である環境——失礼しました。森林環境税が導入され市町村が賦課徴収することに伴い、地方税の還付・充当についても、特例規定が導入されたための改正となります。

第47条の2及び第47条の6の改正は、年金所得の規定についても給与所得と同様に改正するものでございます。

第48条及び第50条の改正については、法人町民税に係る様式の新設に伴うものであります。

第82条の改正は、軽自動車等に対して課する種別割の税率について、原動機付自転車に係る3輪以上のものの規定が改正されたことにより、3輪の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが除外されることに伴う改正でございます。

第98条及び第101条の改正は、たばこ税に係る様式の新設に伴うものでございます。

附則第8条では、租税特別措置法の規定による免税対象飼育牛に係る住民税の課税特例適用期限が令和9年度まで延長されたことに伴う改正であります。

附則第10条関係につきましては、令和3年度改正において、附則第64条に規定された新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例が令和5年3月31日で終了したため、第64条を削除するものでございます。

附則第10条の2では、項ずれに対応した改正及び第21項に規定していた新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例の終了に伴い、新たに第21項として大規模の修繕マンションに対する減額措置が新設されたことに伴う追加でございます。

3ページ中段の附則第10条の3では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、附則第10条の2で追加された第21項に対応する内容の追加となります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についての規定ですが、新型コロナウイルス感染症対策により15か月延長されていた環境性能割の臨時的軽減措置の規定が法改正により削除されたため、条例においても削除するものでございます。

附則第15条の2の削除により、「附則第15条の2の2」を「附則第15条の2」とし、第4項において、燃料・排ガス不正行為等により生じた納付不足額について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、不足額を徴収する際に加算する割合が法改正されたため、条例においても税率を変更するものでございます。

附則第15条の6第3項の規定は、附則第15条の2の削除に伴い削除するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、電気自動車等を取得した場合におけるグリーン化特例の適用期限が3年延長されたことに伴う規定の改正でございます。

4ページの中段になりますが、附則第16条の2第3項は、附則第16条の改正に伴う規定の整備であり、環境性能割と同様に不正が行われた際の納付不足額に対する加算割合の改正でございます。

附則第17条の2は、有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限が令和8年度まで延長されたことに伴う改正であります。

その他法改正に伴い、項ずれ及び字句等について所要の改正を行うものでございます。

附則第1条として、施行期日を令和5年4月1日とするものでございますが、以下第1号に掲げる改正規定は令和5年7月1日から、第2号に掲げる改正規定は令和6年1月1日から、第3号に掲げる改正規定は令和7年1月1日から施行するものでございます。

続いて、第2条は、町民税に関し5ページ、第3条は固定資産税に関し、第4条は軽自動車税に関し、それぞれ改正に伴う経過措置を規定するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願

い申し上げます。

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

裏面は専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことにより、これに関係する国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

承認第1号と同様に条例改正につきましては議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものでございますが、国の税制改正に伴うものであり、町として独自に規定した条項等がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をしたものでございます。

今回の改正は、課税限度額の引上げにより高所得者層の限度額を見直し、併せて、軽減判定所得の引上げにより低所得者層の負担の軽減を図る内容が主なものでございます。

第2条第3項ただし書中では、後期高齢者医療制度の財源へ充てる後期高齢者支援金基礎課税額の上限を「20万円」から「22万円」に改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定となりますが、第2条の改正に伴い、本条第1項中に規定する限度額の改正を併せて行い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行「28万5,000円」から「29万円」に、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行「52万円」から「53万5,000円」にそれぞれ引上げ、低所得者層に対する保険税負担の軽減を図ることとされたものでございます。

第24条の3第2項では、失業者が対象となる特例対象被保険者に係る軽減制度の申告書の提出の際に提示する書類等を明確にしたものでございます。

その他第23条の2及び附則に関する改正につきましては、条項の整理を行ったものでございます。

附則として、試行期日を令和5年4月1日とし、令和5年度以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町一般会計補

正予算（第13号））について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書1ページをご覧ください。

令和4年度立科町一般会計補正予算（第13号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,372万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ62億8,149万3,000円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

令和5年3月31日に専決処分を行いました。

2ページから7ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正の款項の内容となります。

8ページ、第2表、地方債補正は事業費の確定により限度額の変更をそれぞれ行いました。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

9ページ及び10ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括となります。

11ページをお開きください。歳入となります。

2款地方譲与税から、14ページ、12款交通安全対策特別交付金までは交付額の確定による補正でございます。

14ページ、11款地方交付税の特別交付税については、3月交付分の額の確定により、1億5,030万3,000円の増額となりました。

15ページ、13款分担金及び負担金及び14款使用料及び手数料は、各種使用料、手数料をそれぞれ実績により補正をいたしました。

16ページ、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、説明欄004障害者支援事業負担金387万2,000円の増額は交付決定によるものでございますが、次年度に精算となるものでございます。

2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る令和3年度実績分の実績により、過年度負担金として309万5,000円の増額補正でございます。

17ページ、2項国庫補助金では、1目総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度事務費補助金310万9,000円の増額は、マイナンバーカードの交付事務実績に伴うものでございます。

総務管理費補助金では、令和4年度事業で実施しましたデジタル田園都市国家構想推進交付金事業及び地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業の事業実績に伴い補助金を減額するものでございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る令和3年度実施分の実績により過年度補助金として、1,130万1,000円の増額補正でございます。

18ページ、お願いします。

18ページ下段から、16款県支出金は、それぞれの事業実績、県費負担割合による補

正が主なものでございますが、19ページ、4目農林水産業費県補助金の林業費補助金のうち、松食い虫防除対策補助金1,347万8,000円の減額は、令和4年度補助事業の調整により翌年度に補助金の交付がされることとなったための減額補正でございます。

20ページをお願いします。

下段、17款財産収入は、別荘等貸付普通賃貸料、更新料の収入実績により、1,570万円を増額補正いたしました。

18款寄附金は、ふるさと寄附金の実績により311万7,000円の増額であり、この中には令和5年度の先行受付分として、244万5,000円が含まれております。

19款繰入金は、寄附金の実績に伴い基金からの繰入金を増額し、各事業への充当財源としております。

21款諸収入は収入実績によるものでございますが、22ページ、4項1目雑入、総務費雑入で、説明欄017その他雑入1,225万2,000円の増額補正のうち844万9,000円は、佐久広域連合3月補正予算に計上された旧佐久広域食肉流通センターの敷地売却に伴い構成市町村へ公有財産処分返還金として返還されたものでございます。

23ページ、22款町債では、借入額の確定に伴い減額補正をいたしました。

24ページからは歳出となります。

歳入の確定等による財源内訳補正のほか事業等実績に伴い減額補正が主な内容になりますので、主なものを説明いたします。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の基金管理経費では、ふるさと寄附金の実績により、294万7,000円を基金に積み立てるものです。

5目企画費の町づくり事業経費の補助金は、がんばる地域応援事業及び結婚新生活支援補助金を実績に伴い148万2,000円減額し、移住・定住推進経費の補助金は、U・I・Jターン促進事業新築住宅補助金の実績により116万円を減額補正するものでございます。

地域おこし協力隊経費では、協力隊員の応募状況により広告不要となったため、広告料55万円は皆減といたしました。

8目情報化推進費では、主に地域情報通信経費で、立科町情報配信システム「たてしなび」導入に係る構築経費等の実績による減額補正でございます。

9目ふるさと寄附金事業費は、寄附金額の確定により財源内訳の補正となります。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付事務等に係る職員の時間外勤務手当を17万6,000円増額補正するものであります。

4項選挙費は、令和4年度に執行いたしました各種選挙委託金の確定により財源内訳の補正になります。

28ページをお願いします。

7項コミュニティ費は、権現の湯の運営に係る事業経費を実績によりそれぞれ減額補正となります。

29ページ、3款民生費1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計への繰出金のほか、2目障害者福祉費では、各種補助金及び障害者自立支援給付費の実績に伴う減額補正となります。

30ページ、3目福祉医療費は扶助費を実績に伴い150万円減額し、貸付金30万円は実績がないため皆減でございます。

5目臨時特別支援事業費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業補助金を実績により588万2,000円減額補正いたします。

31ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、令和3年度セーフティネット強化交付金で実施した子育て世帯生活支援特別給付金について、実績により355万8,000円の国庫への返還金が生じたための計上となります。

2目子育て支援費では、工事請負費で入札差金による減額のほか、出産祝い金では28人の出生で845万円の実績により100万円の減額補正が主なものでございます。

32ページをお願いします。

3目保育所費では、保育所事業経費、児童保育委託料で広域保育委託料の確定により、100万1,000円の減額補正が主なものでございます。

33ページ下段、3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金となります。

34ページをお願いします。

中段、2目高齢者福祉事業費は、居宅介護支援事業経費で緊急通報管理サービス業務、ゆったり入浴事業の業務委託料及び介護用品支給事業補助金等の各種事業について、実績により減額補正でございます。

地域包括支援センター事業経費では、会計年度任用職員の報酬実績による減額補正のほか、業務委託料はケアプラン作成業務の実績によるものでございます。

35ページ、4款衛生費1項保険衛生費2目予防費の補助金は、風疹ワクチン接種補助金等の実績による減額補正であります。

36ページ、5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、追加接種に係る経費について実績により減額補正でございます。

2項清掃費は、歳入の確定に伴い財源内訳の補正でございます。

5款農林水産業費1項農業費では3目農業振興費で有害鳥獣、買上金を実績により98万9,000円減額補正のほか、1目農業委員会費及び、36ページ、6目中山間地域振興費、9目農業再生事業費で財源内訳の補正、2項林業費についても、歳入の確定による財源内訳の補正となります。

39ページの中段をお願いします。3項土地改良費2目農道維持費の補助金は、農道用敷きバラス及び生コン舗装補助金で、事業中止に伴い皆減するものでございます。

40ページ、6款商工費1項商工費2目商工振興費の補助金は、たてしな応援商品券配布事業2回分の実績及びあったか燃料券配布事業の実績により、商工会への補助金

を586万6,000円減額するものでございます。

3目地域交通対策費の負担金は、中仙道線負担金及びタクシーチケット負担金を実績により160万円減額するものでございます。

2項観光費では、41ページ、2目観光振興費、補助金の減額は観光協会への補助金を実績により108万8,000円を減額し、3目観光施設費では施設管理に係る光熱水費及び除雪等委託料を実績により減額するものでございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費の負担金は、各種協議会等への負担金の確定による減額補正でございます。

42ページお願いします。

2項道路橋梁費及び3項河川費は、財源内訳の補正となります。

4項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理経費の委託料の減額は、公営住宅長寿化計画策定業務の実績によるものでございます。

8款消防費及び、44ページ、9款教育費1項教育総務費は、財源内訳の補正となります。

2項小学校費は、会計年度任用職員の勤務実績による減額補正が主なものでございます。

なお、45ページ上段の小学校教育振興経費の扶助費及び下段の3項中学校費、中学校教育振興経費の扶助費は、準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費等の支給実績による減額補正となります。

46ページお願いします。

下段4項社会教育費では4目人権教育費で、委託料は人権に関する住民意識調査業務委託料の減額、負担金は人権教育推進協議会等への負担金実績に伴う減額など、事業実績に伴う減額が主なものでございます。

5項社会体育費では、コロナ禍による施設閉鎖に伴う施設管理委託料の減額のほか、入札差金による減額が主なものでございます。

48ページは、6項施設管理費及び10款災害復旧費1項農林業施設災害復旧費において、財源内訳の補正となります。

49ページ、2項公共土木施設災害復旧費は道路橋梁災害復旧工事費で、実績により251万5,000円を減額補正するものであります。

11款公債費は、財源内訳の補正でございます。

50ページ、12款予備費は2億3,902万3,000円を増額し、3億5,955万6,000円といたしました。

51ページ以降は、給与費の明細書となりますので、ご覧ください。

以上、説明を申し上げますが、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** これから質疑を行います。日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求

めることについて（立科町町税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 説明のほうで聞かせていただきます。

今回、森林環境税の導入に伴う改正ということで、町長のほうは、国で決めたので、特にうちも新しいことをやるものもないので承認したとおっしゃいました。しかし、森林環境税1,000円は新しく導入することになったわけですね。個人住民税に上乘せして徴収するということの改正なんだと思うんですけど、この問題については環境税かなり残っているという話もありました。うちの町の影響というのはどのくらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

それが1つと、3つ申し上げますけれど、2つ目は肉用牛の売買に関わるころの税制の利率改正のことが出ていましたけれども、これ町の実績としては、令和4年度はどうだったのか、どういう影響があるのでしょうか。

3つ目は電動キックボードです。これを除外するということだって、この文書によると3輪車ということでの表示になっているんですけど、キックボードというの2輪なのかなと思っていたので、これが課税上、それが除外されるということになると、これまで入っていたということなんのでしょうか。そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今回の改正につきまして、まず1点目、森林環境税の導入というところでございますが、ご承知のように、森林環境税、これは国税でございまして、制度改正に伴いまして市町村が賦課徴収をさせていただいて、国税として国へ納めると。その財源を確保した国によって、森林環境譲与税として、各都道府県また市町村へ譲与がされるという流れで、町につきましても、今までそのような形で、前倒しをして、森林環境譲与税が交付をされていたと承知をしております。

今後のこの1,000円課税になるというところにつきましては、これからどのような算定によりまして町へ交付されるかというところにつきましては、金額につきましては持ち合わせておりませんので、この場ではお答えはできませんが、今まで1,000円というものでございますが、今回森林環境税が令和6年度から導入されるということに合わせまして、今まで復興支援ということで同額を住民税のほうから賦課徴収をさせていただきました。それが、今のところの見通しでは、それがなくなって、新たに森林環境税が導入されたということをご承知しておりますので、住民税の賦課に関しましては、金額的には影響はほぼはないのではないかとこのところを見込んでおります。

続いて、牛の肉用牛の売却の関係ですけれども、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例というものが今までも継続して行われておりました。租税の特別措置法の第25条に定める肉用牛の売却につきましては、この事業所得については免税対象

ということで、そもそも免税という措置をされておりました。これが昭和57年度から令和6年度までの個人住民税の所得割を課さないという特例が設けられておまして、実際には課税をされておられません。この制度が令和9年度まで延長されたということでございますので、町とすれば、今まで課税対象でなかったものが延長されたということで、影響はないと承知をしているところでございます。

続いて、キックボードでございますが、キックボード、今まで原動機付自転車の中にキックボードと言われるものも入っておりまして、既に課税をしております。金額的には2,000円ということで、今回キックボードの普及によりまして、新たにキックボードは区分の別に明確にされたということでございます。

税額につきましては、特に変更はございませんので、ただ新たに今年の7月から道路交通法の改正によりまして、キックボード用のナンバープレート、これが小さい特殊なものに変更されるということで、区分が分けられたというものでございます。

今までとおり課税の中で課税をされていたものにつきましては、特に表示方式、ナンバーについては交換をしなくてもいいんですけど、そのまま使用していただいてよろしいと解釈しておりますので、こちらにつきましては、今年度の7月頃、周知をさせていただきたいと考えているところでございます。

どうも見ますと2輪とか3輪とかあるようですが、2輪がほぼほぼのような感じがしております。（発言の声あり）2輪と3輪があるようでございます。ちょっと詳しいところは、その種類によってまちまちだったと思いますけども、一応キックボードとして、大きさ、あと速度、それによって分けがして、課税されるものにつきましては、今まで2,000円だったものがまた2,000円という区分で、新たに創設をされたというイメージでよろしいかと思えます。

以上です。

**議長（今井 清君）** ほかに質疑はございますか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 村田です。今の件、重ねて確認を含めて質問いたします。

まず1点目の森林環境税という今までもね、譲与税というのは私も承知していたんですけども、それが森林環境税という、今までの復興支援税がなくなって、その代わりに森林環境税が導入されることになったと。それはバックと、森林環境譲与税として国から戻ってくるというふうな認識でいいかと思うんですけども、そうすると国税で1,000円というのも、今度、町民税と一緒に徴収するということの改正でいいですか。それを確認です。それが1点目。

2つ目は、肉用牛の話で、これまでの免税措置、肉用牛の売買に関わる所得については、それが免税になるというのが延長されるという点では分かりました。拡充される、これまでの引き続きの優遇措置が延長されるんだというふうに認識しましたけれども、参考までに令和4年度、立科町は肉用牛も作っておりますので、何頭くらいが対象になっていたんでしょうか。助かる農家の人も多いかと思うんですけども、何

件何頭というのを数字を教えてください。

3点目については、電動キックボードが含まれていたものが別項立てになったので、別のところで規定されるようになったので、ここを外すことになったということで了解しました。

以上です。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 1点目につきましては、そのとおりでございます。

2点目につきましては、頭数までは現在持ち合わせておりません。審議に必要なようでしたら確認をさせていただきますが、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 村田君、後刻でよろしいですか。

9番（村田桂子君） はい、後刻で聞かせてください。後でいいです。

議長（今井 清君） これは審議にどうしても必要ということですか。

9番（村田桂子君） 後でいいです。

議長（今井 清君） はい、分かりました。後刻で。ほかにございますか。質疑はほかにございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） ただいま税率の改正ということで出ているわけですが、町民への影響についてお伺いします。

まず1点目、賦課限度額を20万から22万にしたところ、人数、そして所得は幾らからになるか、対象の人数そして影響額、この3点についてお伺いします。

それから低所得者の負担軽減措置、これは所得が増えるということでは結構だと思うんですけど、これは抱き合わせなわけです。片方で増税になり片方で軽減するということで、今の課長のご報告では、それを財源にしてみたいなお話だったんですけども、ここはちょっと私も立場が違うんですけど、いずれにしても具体的に5割軽減、28.5万までが5割軽減だったものが29万円と5,000円増えるわけです。そうす

ると対象者は、増える方たちの人数、予測ですよ、影響額と、今まで何人だったものが何人になるというようなことを、5割軽減、2割軽減についてお知らせください。

**議長（今井 清君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** まず1点目でございます。今回の改正のうち、後期高齢者支援金分の限度額の引上げについての影響につきましては、令和4年度の課税データにより試算をさせていただいております。改正前の限度額の超過世帯に該当する世帯は、改正後においても限度額を超えていることから、改正に伴う影響はないものと考えております。

また、課税所得の金額はということでございますが、これにつきましては世帯の被保険者数等によって幾らと一概に申し上げられませんが、該当世帯の内容でちょっと確認をしましたら、課税所得の1,000万円を超える世帯ということございました。課税所得が1,000万円を超える世帯でございました。

続いて、軽減判定所得の見直しに伴いまして、新たに5割軽減では2世帯2人、2割軽減では4世帯9人、合わせて、軽減判定の所得が見直されたことによりまして、6世帯11人が改正により軽減を受けられることになると見込んでいるところでございます。

以上です。

**議長（今井 清君）** よろしいですか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** それでは確認しますけれど、20万円が22万円になったことでの、新たな課税の人が増えるということはないということですね。今と現行と同じだということですか。それがまず1つ。それは令和4年度の数だとおっしゃったんですけども、新しく増えるという。そうすると最高の方が、20万円が22万円になるということなので、それは1,000万円超えの所得の方で、何人とはまだ言えないということなんでしょうか。その人数、22万円に該当する人たちがどのくらいいるのかなということを確認したかったんですけども、そこを分かればお願いしたいと思います。

軽減のほうは分かりました。6世帯11人が軽減になるということで、すみません、金額的にはどのくらいと算出されているんでしょうか。やっぱり相殺で考えて、増税分と軽減分とということで、所得の少ない人にとっては軽減が広がることは結構だと思うんですけど、一方で重くなる人もどのくらいいるのかなということの、そのバランスも考える必要があるかなと思うものですから、それについてお願いをいたします。

それから、もう1つ、これは町長並びに副町長のほうに聞きたいんですけど、私、前から、今回は全部で6項目も専決の話、専決処分されたんですが、これまでも臨時会を開く機会がありました。特に町民のこういう増税に関わる議論というのはボリュームが大変多いわけですから、一般会計の補正予算も含めて臨時会をやることができただけだから、やっぱり開いて、きちんと委員会で審議すべきだと思うんですけど、

この問題について、私は前々から申し上げてきたんですが、こんなふうに専決されてしまえば、議会の役割は果たせない。この本会議でみんな聞けって言っても、それは無理な話ですよ。やっぱり私は限りなく、ちゃんと議会開ける状況でやっていただきたいと思うんですが、この認識について伺います。これは（ ）終わりです。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） まず1点目、先ほど令和4年度の課税データということで申し上げましたが、令和5年度でも若干試算をいたしました。そうしましたら、やはり影響額はございませんでした。増える税額がございませんということです。

軽減判定の増額によりまして、どれくらい金額が減るのかというところでございますが、6世帯11人分ということで、医療・介護支援金と合計して、12万1,655円が減額調定になる予定でございます、と見込んでおります。

以上です。

議長（今井 清君） 副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

このタイミングで、どうして専決処分なのかということですが、前々からお話をしておりますように、先ほど総務課長の提案説明にもありましたが、地方税法の一部を改正する法律が3月31日公布されたということに伴います専決処分だということでご理解いただきたいと思っております。

議長（今井 清君） よろしいですか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 最後の質問ですが、専決処分についての考え方になりますけれど、佐久市などでは、特に国民健康保険税や税に関わる問題は条例改正を含めてきちんと議会で議論されると言います。先ほどの説明では、特に立科町として独自のものはないと。逆を言えば、国が決めたものはそのままストレートに町は承認するんだという姿勢が見て取れるわけですけど、何度も前も申し上げましたけど、地方分権一括法の中で各地域のことは地域で決めるということで、国が決めたからといって、必ずしも従わなければならない、そういう義務はないわけです。各地域は独立しているの、自立した自治体なので、そういうことで、特に町民の権利に関わることは、私は議会できちっと議論すべきだというふうに思います。町にとって支障がなくても、町民にとっては支障のあることも多いわけです。議会というのは町民の代表なので、やっぱり議会できちっと議論して、結果的に全て賛成になったとしても、ちゃんと議論を経ての議決になるべきだというふうに思います。そこは、私、認識を改めるべきだというふうに思います。特に町民の税金、税率、そういう問題については、そう思います。これについては、町長もう一度、町長のほうにお願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） この場で、それのお答えすることなのかどうかということも含めてでございますけれども、いずれにしても、先ほど来から、課長、副町長から申し上げ

ております。地方税法に基づいて3月31日ということで、専決処分という形でございます。これを今私どもが変えると、そういうつもりはございません。

**議長（今井 清君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町一般会計補正予算（第13号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** まず、14ページです。地方交付税、まず今回の一般会計、もう1億円を超える大変な金額が専決処分されたことについて、私は異議を申し立てたいと思います。それを言った上で質問をさせていただきますが、地方交付税が1億5,000万と大変多く特別交付税が出たわけですが、その主な理由というのは何でしょうか。これをまずお伺いした上で、17ページにある地域公共交通確保維持改善事業補助金132万円がプラスになっているんですけれども、この理由というのはどういうことでしょうか。

それから20ページです。財産収入でお伺いします。別荘等の更新で1,000万円と大変大きい金額が計上されました。これは何件分に当たるものでしょうか。別荘もなかなか更新されないで放置されることも増えてきているわけなんですけれども、これについては、1,000万円というのが順当な見込みどおりの更新料なのか、そこら辺の見解についてお伺いしたいと思います。

**議長（今井 清君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** まず1点目の今回の地方交付税、今回は特別交付税の増額を計上させていただきます。

今回の計上につきましては、主に3月交付分が確定したことによりまして増額をさせていただきます。今回の主な交付の内容につきましては、特別交付税につきましては、普通交付税で賄えない特別な理由が生じた場合の特別に交付されるものということでご承知おきいただければと思います。

まず、今回の部分につきましては、除雪費ですとか、地方のバスの運行経費に対するもの、あとは、今年度、町が進めておりました移住・定住対策による交付、あとは地域おこし協力隊、定住自立権に対する交付などが金額的には大きいもの。また、原

油価格高騰対策ということでも含まれて交付をされているものであります。

例年、特別交付税12月と3月に2回交付されるということで、なかなか見極めが厳しくなってきましたので、3月に最終で確定したところで、この金額を計上しているところでございます。

特別交付税の関係は以上でございます。（発言の声あり）

**議長（今井 清君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** 項目がかなりございまして、今、主だったものを言ったまででございますが、（発言の声あり）主だったものですか。地方バスの関係が4,700万円ほど、移住・定住が2,400万円、あと原油価格が1,000万円です。その程度を先ほど申し上げた（発言の声あり）除雪費。除雪費については複数回計上されておりますので、今、数字が細かいところが探し出せませんが、必要であれば確認しますので、お時間いただければと思っております。

**議長（今井 清君）** 後刻でいいですか。竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** お答えいたします。

17ページ、4目商工費、国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、年度末において国の補助金交付要項が改定されまして、算定根拠の変更があり、132万2,000円が増額となりました。この補助金、補正後の予算額は464万9,000円となります。

以上です。

**議長（今井 清君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** 財産収入の更新料の関係でございますけれども、今年度、まだ決算でまとめておりませんので、今時点の約概算でございますが、約80件ほどの更新料の件数がございました。いずれにいたしましても、その年度年度で更新の時期が異なりますので、今年度につきましては、80件ほど更新の件数があつた実績でございます。

以上です。

**議長（今井 清君）** よろしいですか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 補正予算なので、できるだけ主なことを聞かれると思って、ぜひ用意していただきたいと思いますが、その別荘のことをお伺いしますけれど、もう1つ私が質問したのは、その更新料というのは80件なんだけど、それは見込みどおりにちゃんちゃんと入っているものなのか。それとも別荘を更新しなくなってきているという、そういうこともあり得るのかどうか。今年度の計画と比べて1,000万円というのはどう評価しているのかというところを、さっきも1問目の質問でもしているんですけども、そこはどう捉えたらいいのでしょうか。できるだけ更新していただいて、ずっと住み続けてもらいたいものだと思うんですけども、その評価についてはいかがですか。

**議長（今井 清君）** 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 評価ということでございますが、こちらにつきましては決算の審査のときに申し上げたいと思っております。

しかしながら、町の貴重な財産でございますし、財産収入の確保を図らなければいけないということでございますので、契約者の増加につきましては、更新料も含めましてですが、新規の契約者につなげてまいりたいと、日頃から担当者につきましても、総務課につきましても、考えているところでございまして、そのように努力をしているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時35分からです。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時35分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 承認第4号～日程第10 承認第6号

議長（今井 清君） 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））から、日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））までの3件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第

3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の専決処分につきましては、事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ3,893万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,789万8,000円とするものです。

令和5年3月31日専決です。

それでは5ページをご覧ください。

歳入のうち、1款1項国民健康保険税は決算見込みにより1目一般被保険者国民健康保険税で1,021万6,000円の増。

主な要因としましては、当初コロナ禍などの影響による減収を見込んでおりましたが想定よりも税収が確保できたことに伴う補正です。

3款県支出金2項県補助金1目保険給付費等交付金は、普通交付金で療養給付費等の確定によりまして3,104万4,000円の減、特別交付金で特定健康審査負担金等の確定により29万3,000円の増額です。

6ページをご覧ください。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、実績によりまして62万5,000円の減額です。

2項1目国民健康保険支払準備基金繰入金は1,815万6,000円の減額で、税収の増額及び歳出の補正に合わせて調整をしたものです。

令和4年度での基金取崩しは700万円となり、年度末での基金積立金残高は1億80万円あまりとなる見込みです。

7款諸収入2項雑入3目一般被保険者第三者納付金は実績により38万2,000円の増額です。

7ページから歳出となります。

1款1項1目一般管理費は、実績により主に郵送料や共同処理事務手数料などの役務費を減額いたしました。

続いて、2款保険給付費は全て実績による補正となります。

1項1目一般被保険者療養給付費は2,455万2,000円の減。

次の2目以降8ページ、3目から5目までそれぞれ減額です。

9ページ、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は424万8,000円の減。

2目から4目は実績がなく皆減です。

10ページ、4項1目出産育児一時金は実績が1件であり168万円の減額です。

5項1目葬祭費は実績が9件であり55万円の減額です。

6項傷病手当金は実績が4件で142万7,000円の減額となります。

11ページから12ページ中段まで、3款国民健康保険事業費納付金は財源内訳の変更です。

4 款保険事業費も実績による補正です。

1 項 1 目特定健康審査等事業費は、主に会計年度任用職員に係る報酬や健診、健診等委託料の減額で、13ページ、2 項 1 目保健衛生普及費は人間ドック補助金の実績やコロナ禍の影響により活動を縮小したことなどに伴う減額です。

6 款諸支出金は過年度分の交付金の確定に伴い返還金25万7,000円の増額です。全体を7 款予備費で調整しました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）でございます。

この専決処分につきましても事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ418万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,836万2,000円とするものです。

令和5年3月31日専決です。

この会計につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合で医療給付及び保険料の賦課を行い、市町村からは賦課された保険料を納付金として広域連合へ納付しているものとなります。

それでは4ページをご覧ください。

歳入ですが、1 款 1 項後期高齢者医療保険料は実績により574万3,000円の減額。

3 款 1 項一般会計繰入金も実績により事務費繰入金6万円の減額。

2 目保険基盤安定繰入金は保険料軽減措置の確定により161万8,000円の増額です。

続いて、歳出は5ページからになりますが、1 款総務費は財源内訳の変更となります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の移動や保険料算定の変動などに伴う実績により410万6,000円の減額です。

6 ページ、3 款 1 項 1 目保険料還付金は実績により減額。4 款予備費で調整しました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ3,975万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,069万2,000円とするものです。

令和5年3月31日専決です。

それでは5ページをご覧ください。

歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料は、移動などの実績により444万1,000円の増額です。

4款2項1目調整交付金は介護給付費等の実績により301万3,000円の減額。

3目地域支援事業交付金総合事業以外は、介護サービス任意事業経費等の実績により9,000円の減額です。

4目保険者機能強化推進交付金は、地域支援事業のうち、包括的支援事業などに充てるため国から配分された交付金で178万7,000円の増。

6目事務費交付金は介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る補助金です。

8目介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業費交付金のうち、介護予防・日常生活支援総合事業などに充てるため、国から配分された交付金で176万6,000円の増額です。

6ページ、5款支払基金交付金、6款県支出金も国庫支出金と同様に介護給付費等の実績に伴い、それぞれ1,784万4,000円、882万6,000円の減額です。

8款繰入金は、6ページから7ページにかけて、それぞれ介護給付費、事務費等低所得者保険料軽減分及び地域支援事業などの実績に伴う補正です。

10款諸収入3項1目負担金は、配食サービスなどの実績により82万3,000円の減額です。

次に歳出ですが、8ページをご覧ください。

1款総務費1項総務管理費は財源内訳の変更です。

3項2目認定調査費は、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料などの実績による減額です。

2款保険給付費1項1目介護サービス等給付費は、主に居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の実績により8,727万5,000円の減。

10ページ、2項1目介護予防サービス等給付費は、主に居宅予防サービス給付費及び居宅予防住宅改修費補助金等の実績により487万円の減。

4項1目高額介護サービス費も実績による減。

11ページ、5項1目特定入所者介護サービス費も実績により1,463万9,000円の減額です。

12ページ、6項1目高額医療合算介護サービス費も実績により減額です。

続いて、3款地域支援事業費1項包括的支援事業、任意事業費です。

2目任意事業費は、成年後見人等報酬費などの該当がなく、講師謝礼等及び手数料の減。業務委託料の減額は職の自立支援事業等の実績によるものです。

13ページ、4目生活支援体制整備事業費は新型コロナウイルス感染症の影響などにより協議体委員の活動が当初想定よりも少なかったこと及び、懇談会、研修会の開催中止に伴う減額。役務費では地域実態調査アンケートをイベント開催に合わせて行ったため、郵送料を減額するものです。

5目認知症総合支援事業費についても実績に伴う減額です。

14ページ、2項介護予防生活支援サービス事業費は、主に通所型サービスなどの実績により業務委託料の減、現行サービス費の負担金などの減額です。

15ページ、3項1目一般介護予防事業費は、コロナの影響により各種講座などの開催見送りに伴う講師謝礼等の減、介護予防普及のためのポイント事業の実績などに伴う消耗品費の減額です。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、収支の実績見込みにより3,300万円を増額し、5,007万2,000円を計上しました。これにより令和4年度末での基金積立残高は1億20万円程度の見込みです。基金残高は増えてますが、令和3年度から令和5年度の3年間の事業計画の2年目に当たり、令和5年度の収支状況や将来推計などによりまして、次の令和6年度から8年度まで3年間の事業計画や介護保険料の算定などをしていくこととなります。

今後の傾向を注視していくとともに、一層の介護予防事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

16ページ、予備費では合計5,421万4,000円を計上しましたが、これは次年度において各種交付金や負担金との精算をする仕組みになっているため、国や県などへの支払いがおよそ4,800万円程度発生する見込みでありますので、その財源として確保して繰り越すためのものがございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** これから質疑を行います。日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 10ページの保険給付費で傷病手当金についてお伺いいたします。

今回150万予算組んだけれども、7万3,000円残して更正減という形になりました。

4件ということですが、これはコロナによって休廃業を余儀なくされた人の傷病手

当ということによろしいのでしょうか、確認ですが、延べ日数は何日でしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、これはコロナに罹患またはその疑いによりまして、雇われている方がその仕事に就けなかったということに対して支払られる手当金になります。4件といいますのは、4人の方が該当になったということございまして、なお、その日数などにつきましては、資料を持ち合わせてございませんが、よろしくお願いたします。

議長（今井 清君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

◎日程第11 報告第1号

**議長（今井 清君）** 日程第11 報告第1号 令和4年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 報告第1号 令和4年度立科町一般会計繰越明許費の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により下記繰越計算書のとおり報告いたします。

下記の3事業は令和4年度内に事業が完了しないため、令和5年度に繰越しを行いました。

5款農林水産業費では、2項林業費で、森林造成事業については間伐材搬出先の年度内受入れが困難となった影響によるものでございます。

6款商工費では、2項観光費、辺地対策観光施設整備事業は、御泉水自然園遊歩道整備工事及び展望休憩所整備工事において木材建設資材等の需要の上昇により資機材の入手が困難となった影響によるものでございます。

7款土木費では、4項住宅費で、住宅安全対策事業は宅地耐震化調査委託について、8か所中埋設物の状況により実施時期が融雪期以降となった立科地区1か所の影響によるものでございます。

翌年度繰越額は合計5,415万6,000円となります。

本日提出、立科町長。

報告は、以上でございます。

◎日程第12 報告第2号～日程第13 報告第3号

**議長（今井 清君）** 日程第12 報告第2号 令和4年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第13 報告第3号 令和4年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

本件について報告を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、報告願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 報告第2号 令和4年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

本日提出、立科町長。

1款資本的支出1項建設改良費の古和清水水源導水管布設替え及び水管橋架設工事について、用地の取得に時間を要したため、予算繰越により5,645万2,000円を本年度に繰越しを行いました。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

報告第3号 令和4年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

本日提出、立科町長。

2款下水道事業費用1項営業費用の虎御前マンホールポンプ場汚水ポンプ交換について、新型コロナウイルス感染症に関する生産工場の稼働停止等の影響から、機器納期に時間を要するため、予算繰越により159万5,000円を本年度に繰越しを行いました。

次に、4款資本的支出1項建設改良費の立科町立科浄化管理センター耐震工事に関する協定について、協定締結先において工事施工業者の決定に時間を要したため、予算繰越により2,300万円を本年度に繰越しを行いました。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（今井 清君） ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程第14 議案第39号

議長（今井 清君） 日程第14 議案第39号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第39号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の改正は、第4条に規定する消防団員の定数を380人から340人に改めるものであります。消防団員の定数につきましては、随時現状に即し定数の見直しを行っておりますが、団員数は減少傾向となっております。

令和5年4月2日現在の消防団員数は330人であり、条例定数380人に対して乖離しているため、今後の増加人数を加味し、定数を340人に改めるものでございます。

附則として、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第40号

**議長（今井 清君）** 日程第15 議案第40号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

**産業振興課長（市川 偉君）** 議案第40号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町商工業振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

町の融資制度である創業支援資金の融資対象は、条例及び規則の定めにより、開業前の個人または法人とされております。また、創業者以外の事業者が融資される中小企業振興資金の融資対象は、原則として1年以上の創業または販売の実績を有する者と定められており、創業1年未満の法人または個人については、町の融資制度の融資対象となっておりませんでしたので、創業後、間もない事業者が創業支援資金の融資対象となるよう改正するものでございます。

第21条は、資金あっせんの対象者の町内で創業しようとする者を、町内で創業しようとする者または創業後、間もない者に改めております。

附則として、公布の日から施行するものでございます。

この改正により、資金繰りが困難な新規開業者の実質的な貸付利率と保証料の負担軽減を図ることができるようになります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第41号

議長（今井 清君） 日程第16 議案第41号 立科町営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第41号 立科町営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、令和5年3月31日をもって有線放送による行政情報の提供を終了したことによる入居者の公募の方法についての改正と民法改正により第404条の法定利率が3年ごとに見直されることによる変動利率に対応するための改正になります。

第1条は、立科町営住宅設置及び管理条例第3条の入居者の公募の方法と法定利率の見直しにより利率が変動しても対応できるように、第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものです。

第2条は、立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第3条の入居者の公募の方法を改めるものです。

第3条は、立科町子育て支援住宅設置及び管理条例第4条の入居者の公募の方法を改めるものです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第42号

議長（今井 清君） 日程第17 議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,027万3,000円を追加し、予算の総額を50億7,682万2,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページから 4 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5 ページ及び 6 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

7 ページをお願いします。歳入について説明いたします。

13款分担金及び負担金 1 項負担金10目災害復旧費負担金は、過年度分の農林業施設災害復旧費負担金として、10万円の計上であります。

14款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料は、移住定住促進住宅設置及び管理条例に基づく使用料として、2 戸分を計上いたしました。

15款国庫支出金は 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金で、デジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生タイプは交付決定により27万4,000円減額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の財源として、3,130万円を計上いたしました。

3 目衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、今年度の追加接種に対応する経費に充てるため、24万2,000円を増額するものでございます。

8 ページをお願いします。

16款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金では、U I J ターン就業・創業移住支援金事業補助金は県制度の補助金率の変更により52万5,000円を増額補正し、地域発元気づくり支援金事業補助金は採択された 2 事業分で、439万円の計上となります。

21款諸収入 4 項 1 目雑入は、コミュニティ助成事業補助金等で採択となった 2 地区分で、350万円の計上でございます。

続いて、9 ページからは歳出となります。

なお、4 月 1 日付の人事異動等に伴う人件費の補正につきましては、会計年度任用職員分も合わせ、各款において所要の補正を行っております。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は171万6,000円の減額補正であります。

一般管理経費で記念品代は、任期に伴い退任された議会議員 4 名分の記念品代の計上及びフルタイム会計年度任用職員の増加に伴う総合事務組合負担金の増額補正が主なものでございます。

5 目企画費は、509万5,000円の増額補正であります。

まちづくり事業経費で、コミュニティ助成事業及び地域活動助成事業で、立科区と中尾美上下部落の 2 件分が採択されたことに伴い、歳入と同額の350万円の計上でございます。

移住定住促進経費は移住定住促進住宅の維持管理経費をそれぞれ計上したほか、10ページの補助金はU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金で、県制度の改正に伴い増額となる補助金額について、1件分を見込み70万円を増額するものでございます。

8目情報化推進費は217万5,000円の減額補正であります。

地域情報経費で委託料82万5,000の増額は、たてしなびの運用に当たり、公開期間終了日が設定できるようシステム改修を行うものであります。

負担金300万円の減額は、地方創生人材支援制度でデジタル人材の派遣について今年度の計画変更により皆減するものでございます。

2項町税費、11ページ、2目賦課徴収費は10万3,000円の増額補正であり、法改正に伴い特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード用の標識を準備するため消耗品費を増額するものでございます。

7項コミュニティ費は、146万5,000円の増額補正であります。

1目コミュニティ施設管理運営費、ふるさと交流館管理経費では、12ページにかけて休日の管理運営体制を見直し、来館者等に対応するため、施設管理委託料を94万1,000円増額補正するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費5目臨時特別支援事業費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費として、1世帯3万円、1,000世帯分を見込み3,000万円を計上したほか、支給に係る必要経費と合わせ合計313万円——失礼いたしました。3,130万円は全額国費を財源とするものでございます。

13ページ、2項児童福祉費2目子育て支援費では、子育て支援事業経費で、職員体制により会計年度任用職員の人件費を増額するほか、委託料では出産・子育て応援給付金に対応するシステム改修費として、61万4,000円を計上いたしました。

3目保育所費、保育所事業経費では、給食用の冷蔵庫の故障に伴い備品購入費を40万7,000円計上したほか、14ページの補助金では、幼稚園等施設利用費補助金を1名分増額し、国庫負担金等精算還付金は令和4年度の実績に伴い、子ども・子育て支援交付金を返還するため、15万5,000円を計上するものであります。

15ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、今年度実施の追加接種に対応するための電算委託料を24万2,000円増額補正するものであります。

16ページをお願いします。

2項清掃費1目ごみ処理費は、2,050万円の増額補正であります。

ごみ処理一般経費では、不具合が生じたパッカー車の修繕料150万円を計上したほか、備品購入費で安定した収集業務を行うため、パッカー車1台の更新経費として1,900万円を計上いたしました。

17ページ、6款商工費1項2目商工振興費は、37万4,000円の増額補正となります。

これは企業誘致条例に基づく奨励金を1社分計上するものでございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費では、廃棄物処理施設技術管理者講習の受講に係る職員旅費及び受講料として負担金を計上いたしました。

18ページをお願いします。

2項道路橋梁費1目道路維持費では、備品購入費33万7,000円を計上し、現在職員が人力で行っている道路舗装の穴埋め作業に転圧器を購入し、効率化と負担軽減を図るものであります。

20ページをお願いします。

9款教育費2項小学校費2目学校施設費は、159万5,000円の増額補正となります。

小学校施設経費修繕料は、遊具の定期点検の結果により、ブランコ2基を更新等するため、111万5,000円を計上し、児童の安全対策を講じるものであります。

備品購入費は特別教室等への遮温カーテン及びホワイトボードの購入費として48万円を計上いたしました。

12款予備費では374万1,000円を減額し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

21ページ以降は、給与費の明細書になりますのでご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第43号

**議長（今井 清君）** 日程第18 議案第43号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

**産業振興課長（市川 偉君）** 議案第43号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に4,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億980万5,000円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債の補正によります。

本日提出、立科町長。

2ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3ページは、第2表、地方債の補正になります。起債の限度額を1億6,730万円といたします。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4 ページは、歳入歳出予算の事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5 ページをご覧ください。

歳入の4 款町債は、返地対策事業債として4,980万円追加するものでございます。

歳出の1 款1 項索道事業費1 目リフト事業費の増額は、白樺高原国際スキー場及びしらかば2 i n 1 スキー場の人工降雪機整備工事として、4,989万6,000円を計上いたしました。

3 款予備費で歳入歳出の差額9 万6,000円を調整いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第19 議案第44号

**議長（今井 清君）** 日程第19 議案第44号 令和5 年度立科町水道事業会計補正予算（第1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 議案第44号 令和5 年度立科町水道事業会計補正予算（第1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2 条、令和5 年度立科町水道事業会計予算第3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第2 款水道事業費用第1 項営業費用について42万9,000円増額し、2 億9,636万2,000円とし、第4 項予備費を42万9,000円減額し、1,205万円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費第3 条。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費2,545万7,000円を2,581万8,000円に改めます。

本日提出、立科町長。

2 ページをご覧ください。

収益的支出ですが、第2 款水道事業費用1 項営業費用2 目配水及び給水費では、職員人事異動による増が主なもので42万9,000円の増額、4 項予備費について42万9,000円の減額でございます。

3 ページは、令和5 年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書です。

4 ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第20 請願第2号

議長（今井 清君） 日程第20 請願第2号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延長を求める請願書を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員、9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、請願第2号について、紹介議員として議案上程の補足説明を行います。

請願書についてはそちらのお手元にあると思いますので、あえて読み上げませんけれども、中身について説明をさせていただきます。

今回、浅間民主商工会から提出された上記の請願書は、今年10月からの実施予定のインボイス制度の実施を当面延期するよう政府に意見書を提出することを求める内容になっています。

今回の上程に当たり、町の個人事業主さんなどに実情の聞き取りを行いました。

コロナも5類に移行し、経済状況が徐々に回復基調にあり、売上げは上がってきているとのこと。しかし燃料をはじめ、電気料、食品など軒並みの物価高騰が長期化し、売上げの回復を上回って利益が追いついていない実情にあることを口々に語っていらっしゃいました。全国商工団体連合の傘下にある中小商工業研究所の調査2023年上期営業動向調査によっても、その状況が明らかとなっています。

これまでは、課税業者が消費税の申告をする際に、自分の売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて納めることができました。仕入税額控除と言います。

例えば、接待に係る料理などに係る消費税も仕入れに係る分として控除できていましたが、インボイス制度が実施されるとその飲食店が登録業者でないと接待にかかった税金として仕入税額控除ができなくなります。したがって、小さな料理、小料理屋などは除外され、接待は登録業者である大きな場所で行うようになります。小さいところは排除されてしまいます。また、個人でマッサージなどを行っている個人業者は、課税業者の会社などの福利厚生として仕事をさせてもらうときに登録業者になることを要求されるか、その分の値引きを要求され利益が減ることになります。インボイス制度が実施されると消費税申告の折、課税業者が仕入れに係る消費税を登録業者の分しか控除できず、かぶることになります。また、これまで1,000万円以下の売上げで消費税の納税が免除されていた事業者も、登録業者になると僅かな取引の中でも消費税を納税しなければならず、利益がますます減って経営を圧迫、休廃業の危険性が増すことになります。

現在の日本は賃金の上がない国として長期に経済が低迷、その上に物価高騰の長期化が追い打ちをかけています。中小零細の観光業、農業、飲食業、商工業など、個

人業者が大半を占める当町において、インボイス制度の10月実施は極めて厳しいと言わなければなりません。事務も煩雑になります。登録業者からの仕入れとそうでない業者分とを区別しなければならず、また9月までは通常の計算、10月からはインボイスへの対応と、個人、家族で経営している事業者は、今からその業務量が増えることについて頭を抱えています。

そもそも消費税は売上げに係る対価の一部です。事業に関わる利益については確定申告などで事業税として支払われています。昨今はコロナ禍、物価高の中で利益が出るどころか、赤字の事業者が多いのが実情です。しかし消費税は僅かな小取引でもかかっており経営を圧迫しているのが実情です。消費税のインボイス制度は税率変更なしの増税策と言われ、税理士会をはじめ日本商工会議所、全県総連、全国中小企業家同友会、全国中小企業団体中央会などをはじめ、業界から反対の声が多数上がっています。居酒屋、個人タクシー、文具店、建設会社の下請、フリーランスなどの個人事業主は廃業の危機としてインボイス制度の中止・延期を求めています。せめて景気が本格的に回復するときまで待つてほしい。これが切実な声です。そうした声を受けて、これまで、5月14日までの集約ですが、県内では小諸市、佐久市など4市と、小海町、佐久穂町など6町、原村など9村が採択をしています。当町でも10月実施の延期を求める意見書を上げてほしいという請願の趣旨をご理解いただき、町議会として、ぜひ、意見書を上げていただきますようお願いいたしまして、紹介議員としての補足説明いたします。

議案を読み上げたほうがいいのでしょうか。

議長（今井 清君） 結構です。

◎日程第21 陳情第1号～日程第26 陳情第6号

議長（今井 清君） 日程第21 陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書、日程第22 陳情第2号 国保制度の改善を求める陳情書、日程第23 陳情第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書、日程第24 陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書、日程第25 陳情第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書及び日程第26 陳情第6号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情までの6件は、5月25日までに受付をいたしました。

上程をいたしましたが、ご意見をお持ちの方は質疑の際に願います。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後2時02分 散会）

